

contents

ドイツの現在の性別登録にかかわる

法制度と諸問題…………… 1

思いこみのめがね⑮…………… 7

性教育の現場を訪ねて⑳…………… 8

多様な性のゆくえ⑳…………… 10

今月のブックガイド…………… 11

JASEインフォメーション…………… 12

ドイツの現在の性別登録にかかわる
法制度と諸問題

ヨハネス・グーテンベルク大学マインツ客員研究員 石嶋 舞

はじめに

日本の性同一性障害者特例法は、法的な性別の取扱いを変更するに当たっては、①20歳以上であること⁽¹⁾、②現に婚姻をしていないこと、③現に未成年の子がいないこと、④生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠くこと、⑤性器に係る部分について、変更後の性のそれと近似する外観を具備することが要件とされ、さらに2名の医師から診断を受け、所定の診断書を裁判所に提出し、性別取扱変更の審判を受ける必要がある。

今年1月23日に最高裁判所は、上記の⑤の要件について現時点では憲法に反しないと判断したものの、その憲法適合性については不断の検討を要するとした⁽²⁾。

本稿では日本の特例法を再検討する上での参考として、ドイツでの法的性別の取扱いに関連する法制度の

現在の動向と、問題となっている点を紹介したい。

ドイツのトランスセクシュアル法(TSG)

ドイツ連邦憲法裁判所は1978年の決定において、個人の人格の自由な発展の権利を定める基本法第1条1項と併せた第2条1項が性の自己決定権を保障しているとし、同判例を受けて1980年にトランスセクシュアル法(Transsexuellengesetz、以下TSG)が制定された。

TSGに基づく法的性別取扱の変更には名の変更のみを行う小解決(kleine Lösung)と名と法的性別の取扱変更の双方を行う大解決(große Lösung)があり、2つの手段がある理由としては、当時大解決が生殖不能や手術を要件としていたことを受け、これらを要さない小解決を用意することで早期から望む性役割での生活ができるようにする意図があったという。

後述する要件の変遷を経て、現在ではどちらの方法

も、国籍やドイツ滞在資格、居住地等の要件⁽³⁾のほか、変更後の性に対する帰属意識を持ち、その觀念に従って生きる心理的強制をすでに最低3年間持ち続けており⁽⁴⁾、かつ専門家2名の意見書を取得するという要件を満たせば利用できる。ここで言う意見書には、本人の性別の帰属意識が将来変化しないかについて医学的見地からの意見が明記されている必要があるが、申立を許可するにあたって意見書の内容がどうあるべきかについては制限がない⁽⁵⁾。従って所謂「性同一性障害」であるという診断が必ずしもされている必要はなく⁽⁶⁾、この点においてTSGは日本の特例法と性格を異にするとと言える。

TSGの立法当初は、ドイツにおける性別取扱変更にも日本の特例法のそれと類似した要件が課されていた。しかしこれらの要件は、いずれも連邦憲法裁判所の判断により、現在では無効ないし適用不可とされている。まず小解決、大解決共に課されていた25歳の年齢要件は、それぞれ1993年、1982年に、他の要件を同様に満たした者を年齢によって差別することが基本法の平等規定（第3条1項）に反すると判断され、無効とされた。したがって現在は未成年者であってもTSGに基づいた手続が行える。

以前大解決に課されていた非婚要件は当時ドイツにおいて同性間での婚姻ができなかったことに由来するが、婚姻の締結時には法的に異性同士であり合法に婚姻していること、また婚姻締結後に他方が名を変える・手術を行う等して外見上同性間で婚姻している状態になっても、性別の取扱変更を行わなければ婚姻関係を継続できること、さらに配偶者と本人の双方が婚姻の継続を望むのに、婚姻と同様の法的保護を受ける関係を継続できる保証もなく婚姻の解消を課するのは妥当でないこと等を理由に2008年に無効とされ、削除された。

これに先んじては、名の変更を行った者が婚姻した場合、婚姻が登録された時点から名の変更が無効（Unwirksam）となるとしていたTSG第7条1項3号が2005年の判例を機に適用無効となっている。後者の事例においては、名のみを女性名に変更した原告に女性パートナーがおり、法的な異性として婚姻すれば変更後の名を失い、生活パートナーシップは法的に同性である者同士の間でしか締結できず、従って名を諦めなければ法的に保護されたパートナー関係を持つ

道がないことが問題視されていた。当判例において連邦憲法裁判所は少なくとも、法的な性別取扱の変更を望む者の性的指向が、変更後の性に対する同性性に向く事例を把握していたことになる。

TSG第8条3項は永続的な生殖不能を、4項は手術によって性的な外形を変更後の性に十分近似させることを大解決の要件として挙げていたが、これも2011年以降適用不可となった。本事例の原告は決定当時62歳で、名のみを女性名にしており、法的に異性同士であることから自身の女性パートナーと生活パートナーシップを締結できず、後に婚姻したところ、婚姻が異性間にのみ認められるために、配偶者の一方がトランスセクシュアルであることが暴露されてしまうことが問題となっていた。本人の健康状態や年齢を考慮した場合に、大解決に要する手術が本人に深刻な健康上のリスクをもたらすことから、本人が性別への法的承認の獲得のために当該手術を受けると期待することは容認できず、基本法第2条2項に保護される身体の完全性（körperliche Unversehrtheit）を侵害する。

また小解決も変更後の性別に対する帰属意識の永続性の蓋然性を要求するところ、この要件を満たしているながら小解決に留まる者が小解決の申立人の内20～30%いたことから、性別に対する安定的な帰属意識が確認されているながら手術を受けない者の存在が可視化されていた。性に対する帰属意識の永続性が必ずしもTSGの課す手術によって判断されるものでない以上、その永続性の確認に不必要な場合にも例外なく身体介入を課すことは過剰な要求であって、基本法1条1項と併せた2条1項に保護される基本権を侵害すると判断されたのである。

このようにドイツでは、年齢要件、非婚要件、生殖能力喪失要件、外観具備要件がそれぞれ裁判所の判断が先行する形で無効化されていった背景がある。

ドイツ法における課題

(1) 法的親子関係

2019年の日本の最高裁判例においては、変更前の性別の生殖機能を用いて子が生まれることによって法的親子関係に関わる問題が生じること等が、生殖不能要件を妥当とする理由として挙げられていた。ドイツ

でこの点をいかに整備したかといえ、未だに問題が残る。もっとも連邦憲法裁判所の2011年決定では、自己の私的な領域に関わる情報を暴露せずにパートナーと法的に保護された関係を結ぶことができない点が問題とされたのであって、性別の取扱いを変更した者が直ちに保存した生殖能力を用いて子をもうけるような例ではなかった。

したがって当該決定では、TSG第11条が、法的性別を変更するという決定は申立人の親と子⁽⁷⁾、またその子孫に影響しないと規定していることが傍論として確認されたのみである。当初生殖能力喪失が要件となっていたことから、立法時は性別の取扱いを変更した者が自己の生殖能力を用いて子をもうけることを原則防ごうとする意図があり、従って万一生殖能力が残っていた場合を危惧して定められた第11条も、性別取扱変更後に自己の生殖能力を用いて子をもうけることを肯定する意図を持たないことは確かである。連邦憲法裁判所の2011年決定は、法改正まで生殖不能要件と外観具備要件を定める条文を適用不可としたのみであり、生殖能力を保持したままでの性別取扱変更が肯定された現状での法的な親子関係の決定方法は、未だ法改正を待っている状況といえるだろう。

現状では、性別の取扱いを変更した者がその後にもうけた子との親子関係を決定する際は第11条がそのまま適用され、子との関係においては性別取扱変更の決定が影響しないことから、母／父の身分も変更前の性に合わせて決定されている。民法（Bürgerliches Gesetzbuch、以下BGB）第1591条は子を産んだ女性を母、また第1592条は子の出生時に子の母の夫であった男性、あるいは子を認知した男性を父と定めるが、ここでの女性、男性を考えるにあたって、性別の取扱いを変更した者は従前の性で扱われるのである。

TSG第5条、及びこれを準用する第10条は変更前の名や性別についての詮索や暴露を原則禁止しているが⁽⁸⁾、一方で同条3項は本人の実子と、名や法的性別の変更前に迎えた養子の出生登録には変更以前の情報を記録すると規定する。親が名の変更や法的性別取扱の変更をしたことが書類上で暴露されないことが子の利益に資すると考えられたためだが、親の実生活上の性別や名が表示されなければかえって子の不利益に働くとの批判がある。

子の出生証明書（Geburtsurkunde）には、子の名

や性、出生の日や場所のほか、親の氏名や必要な場合は宗教上の所属に関する情報が記載される。身分登録法（Personenstandsgesetz、以下PStG）第64条1項によれば、申請により登録情報へのアクセスや証書の発行を制限することができ、またTSG第5条3項を受けて作られたPStG第59条2項は、申請によって、子の名、性、親の氏名、宗教上の所属を記載しない出生証明書の作成を可能としているが、これも絶対の解決とはならない。

例として、匿名の提供精子により自ら子を出産したFtM⁽⁹⁾が法的に母とされ、子の出生登録上も母として従前の女性名と合わせて記録されたことを争った事例がある⁽¹⁰⁾。2017年、連邦通常判所は子の基本権である出自を知る権利などを理由に、当該FtMを法的に母として扱うことを肯定した。

しかし、現行のドイツ法において、子の出自に関する情報は必ずしも出生登録が担うものではない。父子関係の推定や認知によれば血縁に沿わない父子関係も生じ、これが出生登録に記される。また精子提供者登録に見られるように、子の出自に関する情報は他の登録が把握している。出生登録は生物学的事実を示すものではなく、あくまで法的に成立した親子関係を記すものだが、その登録の意義の理解に多少の混乱があったように思われる。

裁判所は、登録情報へのアクセスや証書の発行を制限したり、出生証明書上の親の記載を隠せば当該FtMの受ける不利益は緩和できるとし、さらに当該FtMを父とし、男性名を記載した出生証明書を発行しても、出生者の記載がないことで結局は疑問を生むと指摘した。同様の理由で、ミュンスター地裁の例⁽¹¹⁾——記載を性別中立的に「親」とし、変更後の男性名を記す——も、親の性別取扱変更を隠すことにあまり貢献しないという。しかし、裁判所は子が自己の出生につき自ら証明する場合のみを想定しており、実際に数多くある、子ども手当や住居手当等の申請、幼稚園や学校への登録、さらにローンを組む際や雇用契約の締結時などに、「親が」自分と子の親子関係を示すために子の出生証明書を提出するという機会を想定しておらず、ここに「母」の登録や女性名が記載されていれば、当該FtMの性別取扱変更の事実や子の私的な生活状況が暴露され、かえって子どもの一般的人格権の保護に失するとの指摘がある⁽¹²⁾。

このように、決定の理由上に挙げられていた子の利益が、当該 FtM を法的母とし、出生登録上に従前の女性名と「母」の身分を記載するという方法で守られないとすれば、残りの理由として挙げられた「法に沿って確定した身分関係につき特別の公証機能を持った身分登録上の情報の正確性を保護する公益」が、当該 FtM 及びの子の基本権に優先するかといえは疑わしい⁽¹³⁾。

また法的に2人の父、2人の母を持つことが認められていないことから、当該 FtM を父として登録すれば、子が法的に父を持つ道が閉ざされてしまうという点についても、既に同性間で婚姻したカップルが共同で養子縁組を行うことが可能であるし、法的実親子関係の枠組でも、少なくとも女性同士で婚姻している配偶者の一方が子を出産した場合に、その母との婚姻関係を基盤にもう一方の女性配偶者にも子との親子関係の成立を認めるとする立法案が出されている。さらに当該決定は生殖能力と親子関係法の関連性を強調したが、すでにドイツの親子関係法は、精子提供者との父子関係の成立を否定したり（BGB 第 1600d 条 4 項）、生物学上の父が法的父の父性を否定できる場合を法的父と子の間に社会親子関係がない場合に限るなど（BGB 第 1600 条 2 項）、法的親子関係の成立を生物学的基準から切り離す立法を行っている。

身分登録が子の出自にかかる生物学的な情報を記録するという理解は特に疑問視されるし、法に基づいて確定した親子関係を登録するものとして解するにしても、FtM を母とし、これを女性名とともに登録する現行法が親子双方の基本権を侵害するとすれば、まずは親子関係法の整備を考えるべきであり、そうすれば、「法に基づいた親子関係」を公証する身分登録の正確性を確保するという公益も保護されるだろう。

(2) 所謂「第三の性」

TSG の他に、個人の出生・婚姻・死亡の登録を規律する PStG 自体もドイツにおける法的な性別の取扱いを規律する重要な法である。PStG に規律される出生登録における個人の性別情報が TSG に則った手続により変更されるわけだが、PStG は TSG による手続とは別に、出生登録上の性別の表記を空欄、あるいは「Divers」⁽¹⁴⁾ とする選択を用意している。

従前、PStG 第 22 条 3 項は男女どちらの性も付せ

ない子について性の情報を記さずに出生を登録すると定めていた。しかしこの空欄登録は男女どちらの性にも属さないアイデンティティを持つ者の性別を明示的に表象しないとして、2017 年に連邦憲法裁判所が男女以外の明示的な登録を導入すべきと判断し⁽¹⁵⁾、これを受けて同条は、男女どちらの性も付せない子については、性の情報を記さずに、あるいは Divers の情報と共に出生を登録できる、と改正された。これに合わせて新たに挿入された 45b 条は、性の発達が典型的でない者は身分登録所（Standesamt）に身分登録上の性の情報の削除あるいは Divers への変更を申請できるとしているが⁽¹⁶⁾、この際には原則的な発達が男女の典型的なそれとは異なること（eine Variante der Geschlechtsentwicklung vorliegt）を示す医学的な証明書の提出が必要になる。従って身体的にはこのような特徴を持たないが、男女どちらでもない性アイデンティティを持つトランスジェンダーは、今回導入された Divers の登録制度の埒外に置かれたことになる。

立法のきっかけとなった 2017 年決定の原告はターナー症候群⁽¹⁷⁾であり、かつ男女どちらにも同一感を持たない者で、従前の女性の登録を削除し、Inter もしくは Divers とすることを求めていた。当判例で争点になったのが男女どちらの性別も割り当てられない子の性の登録について規定する PStG 第 22 条 3 項であり、連邦憲法裁判所の判断の射程としては、同項の対象となる者、つまり男女の典型的なそれと異なる性発達を持つ者が、永続的に男女どちらの性とも同一感を持たない場合に、男女以外に明確な性の登録が行えない状態を違憲としたことから、今回の立法は連邦憲法裁判所の要請を最低限満たしていると言える。

一方で、裁判所は基本法の保護する一般的人格権は、男女どちらにも属さない性アイデンティティも保護するのだと説明しており、本決定においては、特定の身体的特徴を持つ者のみに Divers の登録を認め、トランスジェンダーにこの登録を認めない根拠が具体的に示されたわけではない。TSG に基づく性別取扱変更においては性の法的承認が身体の状態から切り離されたことに鑑みても、Divers の登録において身体的な条件が課されたことはバランスを欠くだろう。

また性的発達が男女の典型的なそれと異なる者も、男／女の性で登録されることが妨げられるわけではな

い。今回の法改正で、登録を後に削除して空欄にしたり、Diversへ変更する手続はPStG第45b条に示されたが、一度空欄やDiversの登録がなされたものを男／女の登録へ変更する場合に、TSGの手続によるのか、PStG第47条2項を用いて登録の“訂正”を行うのか、あるいは第27条3項4号で登録の“変更”を行うのか、未だ定かではない⁽¹⁸⁾。双方性の登録に関する手続であるにも関わらず、PStGの手続によれば身分登録所にて行える一方で身体的な要件を充足する必要がある、TSGの手続によれば身体的特徴に関わらず性アイデンティティに基づいた変更ができる一方、裁判所を通した高額な手続を踏まねばならない。

前述のFtMの事例にも見られたように、本人の性アイデンティティを公的に承認するものか、血縁や身体的特徴などの客観的事実を記録するものか、出生登録に記される性の情報の性質につき、ドイツでは未だ見解の統一がなされていないと言えるだろう。連邦憲法裁判所の態度に照らせば、今後は本人のアイデンティティに基づく登録に統一されるのが妥当と考えられる。なお、ドイツ連邦司法消費者保護省と連邦内務省が今年5月に出した出した法改正案においては、インターセックスの場合とトランスセクシュアルの場合で手続が区別されており⁽¹⁹⁾、未だ登録の統一はなされないようである。

ドイツ法から日本への言及

日本における法的な性別の取扱いとは、「性同一性障害」の診断を受け手術を受けた者への法的対応を急ぐ形で立法が進み、特例法の制定時は性別の取扱変更を必要とする状態を意図的に病理化することで立法に必要な賛同を取り付けた側面がある。しかし法的性別の取扱変更を要する者と、医療の介入を要する者の範囲は必ずしも一致せず、かつ個々人の持つ性アイデンティティそれ自体は病的なものではない。個人の性アイデンティティを法的に承認することを、幾度にもわたり権利的な側面から捉え検討を加えてきたドイツの司法に習い、日本においても、性の法的承認がより権利的な文脈で捉え直されてもよいだろう。法と医療との射程の不一致が把握されれば、特例法が脱病理化しても、必要な医療の提供は保持できるはずだ。

また日本においても、今後特例法の生殖能力喪失要

件が撤廃されれば、親族法その他の見直しが必要になる。日本ではTSG第11条のような特段の規定が存在しないことから、法的親子関係の決定においては、FtMに嫡出推定（民法第772条）を適用して子との父子関係と認めた事例⁽²⁰⁾のように、一定の場合では変更後の性別に沿った親子関係の形成が認められ得る。

技術的には、本人の法的性別を問わずに法的親子関係の成立原因をそのまま当てはめ、出産すれば子との母子関係を、母がすでに確定している状態で母との婚姻関係や認知があれば子との父子関係を認めるとすれば、現行法の改正を待たずに運用が可能だろう。しかしドイツでの判例に見られるように、本人の生活上の性と父／母の登録の乖離がもたらす不利益を考慮すれば、根本である親子関係法自体の改正も視野に入れなければならない。

親子法自体が改正されれば、法的な身分関係を正確に公証するという身分登録の意義も保たれる。またこの時、性別に関する登録の是非や、登録される性別情報の性質自体についても掘り下げる必要がある。性アイデンティティが可視化・公的に正当化され、個人的な確信や他者からの認識に結びつくという、性の公的な承認が持つ働きにも留意しつつ、いかなる質の情報が必要で、その情報がどのように利用され、いかなる利益をもたらすのか検討し、私的情報の過度な把握を防ぐことも考える必要がある。

ドイツの法的な性別の取扱いにも問題は数多くある。上記に紹介した他にも、意見書に要する診察が侵害的かつ高価であり、特に子どもに負担が大きいことや、親その他の保護者から支援を得られない未成年者への対応が不十分であることなど、年齢要件の撤廃に関する問題も指摘される。特に幼少の頃は登録すべき本人の性アイデンティティが予測できないことから、本人が自ら登録する性を決定できるまで登録を待つという案もある。

具体的な性の登録が2つから3つになったところで、個々人の自認する様々な性を妥当に把握できるかといえは疑問もある。立法以来大きな改正の行われていない日本の特例法を再考するにあたり、ドイツで行われた多くの検討や法改正後に生じたこれらの問題を参考にされたい。

個人が己の人格を自由に発展させるにあたり、性アイデンティティを無下に外部から否定されないことは

重要な条件である。妥当な性の登録、及びその変更にかかる要件が設定されることを望む。

(注)

- (1) 民法の成人年齢引き下げに伴い、要件も18歳に引き下げられる。
- (2) 最高裁判所第二小法廷平成31年1月23日決定。
- (3) 第1条1項は、原則基本法116条の意味においてドイツであることを要求する。その他、無国籍の者や難民・難民申請者でドイツ国内に住む者や、ドイツに永住権を持つ者や更新し得るビザを持つ外国人も、自国にTSGに類似の手続がない場合や自国の手続を利用できない場合に、TSGの手続を利用できる(BVerfG, Beschl. v.18.07.2006 - 1 BvL 1/04, 1 BvL 12/04 参照)。
- (4) バーバラ・カンプラート/ワルトラウト・シッフエルス編著・近藤聡子訳『偽りの肉体-性転換の全て』(1998) 信山社194頁参照。なお当該要件は、必ずしも実際に変更後の性に既に3年間生活したことを要求するものではない(LG Frankfurt am Main, Beschl. v. 24.4.1992 - 2/9 T 323, 344/92)。Maria Sabine Augstein, Transsexuellengesetz, 1. Aufl. Nomos, Baden-Baden, 2012. TSG § 1, Rn.7.
- (5) もっとも、トランスセクシュアル法第4条3項は手続上の条件を書いた部分であり、性別に対する帰属意識の永続性について述べた2名の専門家の意見書が提出されて初めて申立を許可できると示すのみである。名や法的性別の取扱変更を行う本人の状態が、性別に対する帰属意識や心理的強制といった第1条に定められた条件を満たす必要がある等の理由で当該意見書の実質的な内容が見られることはあるが、所謂「性同一性障害」の診断を必ずしも要求するものではない(前掲注4・Augstein (2012), TSG § 4, Rn.5)。
- (6) OLG Schleswig, Beschl. v.16.01.2003-2 W 190/02, 及び KG Berlin, Beschl. v. 20.05.2008 - 1 W 62/08.
- (7) 法的性別の取扱い変更後に縁組した養子を除く。
- (8) しかし特別の罰則はない。医師や弁護士等が、職業上知り得た情報を暴露してしまった場合等に適用される一般規定 (§ 203 StGB, Verletzung von Privatgeheimnissen)があるのみである。
- (9) 本稿では便宜上、法的性別取扱を女性から男性に変更した者を FtM、男性から女性に変更した者を MtF と記載している。
- (10) BGH, Beschl. v. 6.9.2017 - XII ZB 660/14.
- (11) AG Münster, Beschl. v. 04.01.2016 - 22 III 12/15.
- (12) Prof. Dr. Friederike Wapler, Entscheidungen: FamFG-Verfahren/Personenstandsrecht. Mainz, FamRZ 2017, 1855.
- (13) 前掲注12、及び Dr. Oliver Tolmein, BGH: Eintragung eines Frau-zu-Mann-Transsexuellen als Mutter im Geburtenregister. Hamburg, NJW 2017, 3379. 参照。
- (14) 「多様な」の意。
- (15) BVerfG, Beschl. v. 10. 10 2017 -1 BvR 2019/16.
- (16) 同時に名の変更も可能である。国籍等の要件のほか、行為能力のない子、14歳未満の子は代理人が申請する。それ以外の子は、代理人の同意を得て自ら申請できる。代理人が同意しない場合、子の利益に反しないと判断すれば家裁が変わって同意できる(PStG 第45b条2項)。
- (17) ターナー症候群をインターセックスの議論に含むかについて、ドイツ倫理審議会(Ethikrat)と意見の相違があった点に注意されたい。
- (18) 空欄登録の実務において既に混乱を生じていた。
- (19) 前者の手続が身分登録所(Standesamt)で行える一方、後者の手続は司法介入を必要とすると定めている。また同法案では、性別の取扱い変更を特別法ではなく民法で規定する。連邦反差別局は上述した内容のほか、配偶者の反対がないことが新たに要件に加えられたほか、一度申請が却下されると新たな申請までに3年待たねばならないことが追記された点についても批判を述べている。
- (20) 最高裁判所第三小法廷 平成25年12月10日決定。

JASE 性教育・セクソロジーに関する資料室

資料室について

JASE 資料室は国内外の性教育、性科学等に関する文献資料を収集している開架式資料室です。文献資料の数は約6万点以上、現在も日々、増え続けています。性教育、セクソロジーに関する調査、研究のためにご利用いただけます。人間の性に関心がある方、ぜひ足をお運びください。

【閲覧】必ず事前に電話で予約が必要です (tel 03-6801-9307)。貸出業務は行っておりません。

【開室日・時間】月～金曜日 10:30～17:30

【休室日】土・日曜日、祝日、年末年始 ※この他、会議等で臨時に休室することがあります。

【コピーサービス】コピー料金は用紙サイズにかかわらず1枚10円です。著作権法の許容する範囲で行うものとします。

<https://www.jase.faje.or.jp/pub/archive.html>

資料室 利用方法

収集文献・資料

統計・調査報告書、ジェンダー・フェミニズム、性教育一般・性教育の歴史的資料、国内雑誌、障害者、セクソロジー(自然科学系、人文・社会学系)、民俗学・文化人類学・風俗、性研究史・性学史、教科書・指導書・学習指導要領、幼児期～青年期、国内学術誌、国際(海外団体資料・海外学術誌)、高齢者・家族問題、文学・評論・エッセイ・文庫・新書、官公庁資料、JASE 刊行物、映像資料、個人論文、雑誌記事、新聞記事、絵本・写真集・マンガ、江幡・篠崎・朝山・石川・ダイヤモンド文庫、ほか。

<https://www.jase.faje.or.jp/cgi-bin/search1.cgi>

思いこみの めがね

シゲせんせーのポジティブライフ

鈴木茂義 Suzuki Shigeyoshi



公立小学校非常勤講師。14年間の公立小学校正規教諭、主任教諭を経験。
専門は特別支援教育、教育相談、教育カウンセリングなど。

「シゲは女っぽい」「男のくせにナヨナヨしている」と言われたことがあります。中学校に進んでからです。小学校のときは1学年1クラスでしたが、中学校は1学年7クラス。実にたくさんの同級生と先生との出会いがありました。何となく物腰が柔らかくて、優しい感じのする私は、中学校に入学して割とすぐに「女っぽい」「ナヨナヨしている」と同級生から洗礼を受けることになりました。

そんな中学校生活を生き延びるには、勉強と部活を頑張るしかない！と知らず知らずのうちに思っていたかもしれません。友達から認められよう、先生から認められようと勉強に打ち込んだ時期もありました。よい成績を修めて表彰されることもありました。ここでまた洗礼が。「いい成績を取ったからって、調子に乗るなよ」と。女っぽいのもダメ、ナヨナヨしているのもダメ、勉強を頑張るのもダメ、いったいどうしたらよかったのでしょうか（笑）

中学校でも、好きな女の子がいました。勉強もスポーツもよくできる、優しい女の子でした。クラスも部活も違うのでなかなか接点がなかったのですが、共通の友達を介してその女の子とも仲良くなりました。勉強では良きライバルであり、話し相手であり、恋愛の対象でもありました。自分の男友達もその子のことが好きだと知り、恋敵になったこともありました。ラブレターを書いたり、告白したり、フラれたり、友達とその子が両想いになって打ちひしがれたり、異性に対する「中学生らしい恋愛」も、それなりに必死になって取り組んでいました。

そしてもちろん、好きな男の子もいました。誰からも慕われる、スポーツのよくできる男の子でした。その子ともクラスや部活が一緒になったことはありませんでしたが、何だかんだ理由をつけて距離を縮めました。気が付くと仲の良い関係になっていて、お互いだけの秘密を共有することがありました。ただ、その男

の子から、好きな女の子の話を聞いたときには、これまた落ち込みました。好きな女の子にはフラれ、好きな男の子には告白すらできずにフラれた気分になりました。いったいどうしたらよかったのでしょうか（笑）

毎年クラス替えのある学校だったので、進級の度に新しい男友達ができます。一緒に過ごしているうちに仲良くなり、好きになります。けどいつもパターンは一緒です。仲が良くなる→秘密を共有する→好きな女の子の話を聞かされる。若い男の先生を好きになったときも同じ。仲が良くなる→友人関係や進路の相談に乗ってもらう→その先生が結婚する（笑）

そんなことがある度に、泣いたりわめいたりしたかった。ゲイという言葉も、性的指向という言葉も知らず、自分を表すものが見つからなかった。人にも言えず、相談もできず、情報もない。好きな男の子ともっ

と仲良くなりたい。でも仲良くなればなるほど、思い通りにいかなくなる。モヤモヤがどんどん大きくなる。そのうち、乳首まで大きくなってきて（笑）大混乱！（ある日、乳

首が少し膨らんでいてしこりのようなものを感じました。慌てて保健室の先生に相談したところ、思春期には男の子でも女性ホルモンが少量分泌されることがあるとのこと。その後、保健室の先生の言う通り、乳首のふくらみとしこりはなくなりました）

とは言え、そんなモヤモヤを抱えながら毎日を過ごすのも健康的でないので、痛みやモヤモヤを心の奥底に埋めました。ゲイである悩みや痛み鈍感にならざるを得なかった。そうして生きていた時期だったかもしれません。家の中も色々な問題で落ち着かなかった時期でもあり、中学生ってしんどいなと思っていました。

頼れる人も、依存できる場所も少なく、全ての悩みを勝手に自分で抱えていたあの頃。唯一の救いは、勉強でいい成績を取り、周りから称賛されること。大好きな槇原敬之の曲を聴くこと。彼の曲「君は僕の宝物」の中に、♪君が僕を 好きだと分かった～という歌詞がありました。曲を聴くたびに、その歌詞を噛みしめていました。

第16回

「強まる同性への性的指向」 中学校時代

[北海道余市町立旭中学校] (上)

学校全体の教育活動としてすすめる 性に関する指導の実践

余市郡余市町は北海道の西部、積丹半島の付け根に位置する人口約2万人の町。日本海の美しい海岸線と緑豊かな丘陵に囲まれ、北海道の中では比較的温暖な地域として知られている。その余市町にある町立旭中学校では、養護教諭を中心に保健体育科の教諭、担任や副担任など全職員で性に関する指導に取り組んでいるという。さっそく訪ねてお話を伺った。

子どもたちを取り巻く性の環境の変化

北海道余市町立旭中学校は、通常学級4学級、特別支援学級2学級で、142名の生徒が在籍している。

性教育は、これまでも保健体育科のカリキュラムで行っていたが、2014年からは保健体育、道徳、学級活動に位置づけ、各学年4時間ずつ、性に関する指導を実践しているという。

近年は急激なスマートフォンの普及によって、メディアの状況が大きく変わってきた。インターネット上には有害な性情報があふれ、SNSや無料通話アプリなどを利用すれば、見知らぬ人とも簡単につながることができるようになった。それにともない、子どもたちを取りまく性の環境が著しく変化してきた。

「本校も例外ではありません。生徒たちは礼儀正しく明るくて純朴ですが、知識をもたずにスマートフォンなどのSNSを利用するので、トラブルが起こればとありました」そう語るのは、堤養護教諭。性に関する指導の中心的な役割を担っている。

性教育の必要性

堤養護教諭は、トラブルの背景にある子どもたちの人間関係の希薄化や自己肯定感の低さなども気になっていたという。

「SNSなどのトラブルは、無知がゆえに起きてしまう事故が多いのですが、困ったことが起きても周囲に相談できる人が誰もいない……。まずこうした人間関係の希薄化をどうにかしたいという気持ちがありました。また、性に関する正しい知識を身につけ、生徒た

北海道余市町立旭中学校

校長 石山慎人

生徒数 142名

教職員数 16名

(2019年4月現在)

ちが正しい行動をとれるようにしたかった。性教育を通して自分を大切にする気持ちを養いたい。自分を大切にできれば他人も大切にできるのではないかと考えていました」(堤養護教諭)。

そんなとき、子どもたちが抱える性の諸問題に直面していた教師たちからも「性に関する指導が求められているのではないか」という声があがってきたのだという。先生方の声が突破口となって、本格的に性に関する指導が始まった。

実施までに、約半年の準備期間を設けた。

教頭、研修部の教諭、堤養護教諭の3人で、性教育のさまざまな資料をもとに内容を吟味し、学年ごとの性に関する指導の全体計画を立てていったという。

教職員全員で取り組む

全体計画は学校における諸問題を踏まえ、「心身の発達や男女の特性を理解し、お互いの人格を尊重すること」を指導のねらいとして、発達段階に応じた学習内容を心がけ作成された。

1年次は、心身の発達・発達など性に関する科学的な正しい知識を身につける、2年次は男女の心身の特質を理解する、3年次は男女の望ましい関係と自分らしい生き方の選択、といった学年目標をたて、1年次の学びが2年次に、そして3年次へとつながるよう

旭中学校 性に関する指導の目標

1. 心身の発育・発達や変化など男女の性の成熟について科学的に理解し、自分を大切にできる心情と態度を育てる。
2. 男女の心身の特徴を理解し、互いの人格を尊重し、望ましい人間関係を築く心情や態度を育てる。
3. 家庭や社会における役割や自己の生き方について考え、家庭や社会の一員として適切な判断や意思決定、行動選択ができる能力や態度を育てる。

平成 30 年度「性に関する指導年間計画」

●学習内容・指導目標

	学年目標・指導内容	題材名	実施時期・時数
1 年	○心身の発育・発達や変化など性に関する科学的な正しい知識を身につけ、命を大切にできる心情や態度を育てる。 ・思春期の心理的特長 ・性にかかわる不安や葛藤 ・二次性徴、月経、射精のしくみ ・性的事故の防止 ・メディアリテラシー	思春期のころとからだ	1 学期（7 月）保健①
		性的事故の防止	2 学期（11 月）学活①
		思春期のからだのしくみ	3 学期（2 月）保健①
		情報モラル教室	2 学期（11 月）学活①
2 年	○男女の心身の特質を理解し、互いの人格を尊重し、適切な選択能力や態度を育てる。 ・中学生期の望ましい男女関係 ・受精の仕組みと生命 ・性情報への選択と対応 ・メディアリテラシー ・いろいろな性、いろいろな生き方	異性とのかかわり	3 学期（2 月）保健①
		いろいろな性、 いろいろな生き方	1 学期（7 月）保健①
		生命の誕生	2 学期（11 月）学活①
		情報モラル教室	2 学期（12 月）学活①
3 年	○男女の望ましい関係を築き、自分らしい生き方の選択と、家庭や社会の一員として適切な判断と行動ができる能力と態度を育てる。 ・望ましい男女交際について ・交際のエチケット ・メディアリテラシー ・感染症の予防、エイズの感染経路と予防法 ・性犯罪、性非行の防止	男女の交際	1 学期（7 月）保健①
		性に関する問題行動	2 学期（11 月）保健①
		情報モラル教室	1 学期（7 月）保健①
		エイズおよび性感染症 ①エイズ及び性感染症を知ろう ②エイズ及び性感染症の予防	3 学期（3 月）保健②
特別 支援	○友人や周囲の人との適度な距離、適切な行動をとることができる	すてきなタッチ、いやなタッチ	1 学期（7 月）
	○自分の体の成長と男女の体の違いを理解することができる。 ※1年生の内容	心と体の発達	2 学期（11 月）

* 指導内容については、指導案をもとに学年と養護教諭が話し合い決定していく。

* 各学年ともに外部講師を招いて「情報モラル教室」を実施している。保護者にも伝えたい内容なので、保護者が多く参加し、学べるように参観日に設定している。

内容に広がりをもたせた。

理科、社会、保健体育、家庭科などの各教科と連携・系統性をもたせることにも留意したという。

授業はテーマにより、担任や副担任、保健体育科教諭、養護教諭が行い、全教職員で協力して指導にあたることとした。

学年全体と個別の 2 本柱で行う指導の実践

思春期の子どもたちの心と体の成長は、個人差が大きい。性に関する知識についても差異がある。

「そこで、本校では全生徒を対象にした全体指導と、必要に応じて行う個別指導の 2 つに分けて考えました」と堤養護教諭。

性についての正しい知識・行動といった学年全体で学ぶ基本的な学習内容は、学習指導要領から大きく離

れることはないという。

発展的な内容については、必要に応じて健康相談、教育相談などを利用し、その内容に適した教諭が生徒の発達段階にあわせて個別に指導する。

「生徒たちが気軽に相談できるよう『困っていること、わからないことがあれば担任でも副担任でもいいし部活の顧問の先生や養護教諭でもいい。誰にでも相談していいんだよ』と授業の最後に必ず伝えています」

堤養護教諭は、授業者として教壇に立ち、ときに担任や副担任の授業支援者となって生徒を指導しているが、一方で全教職員が協力しあい、共通理解をもって性に関する指導にのぞめるよう、コーディネーター役となって活躍している。

その様子は引き続き次号で紹介する。

（取材・文 エム・シー・プレス 中出三重）

勝利よりも優先すべき価値

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに先立ち、今年はラグビーのワールドカップ2019が日本で開かれる。開幕戦は9月20日（金）の日本対ロシア戦（東京）。以後11月2日（土）の決勝戦（横浜）まで開催期間44日間の巨大スポーツイベントである。

日本代表は前回（2015年）のイングランド大会で予選リーグ3勝1敗。なかでも強豪南アフリカとの一戦は、W杯史上最大のサプライズといわれる大逆転勝利だった。末端のファンである私なども、未明のテレビ中継にかじりつき、眠気も吹っ飛ぶ大興奮だったことをつい昨日のように思い出すが、それでもジャパンは決勝トーナメント（ベスト8）進出を逃している。

そのブレイブブロッサムズ（日本代表）が今回はどこまで闘えるのか。そして、4年に1度のラグビー世界王者に輝くのはどこか。3連覇を目指すオールブラックス（ニュージーランド代表）か、あるいは欧州のアイルランド、イングランド、ウェールズ勢か。

ここ数年、ニュージーランド以外の南半球勢はやや元気がなかったが、さすがにW杯の年になるとスプリングボックス（南アフリカ代表）やワラビーズ（オーストラリア代表）も優勝を狙える陣容を整えてくる。

そんなことを考えながら海外情報を集めていたら、4月になって突然、オーストラリアからショッキングなニュースが流れてきた。ワラビーズのイスラエル・フォラウ選手に対し、オーストラリアラグビー協会が選手契約を解除すると発表したのだ。

熱心なキリスト教徒でもあるフォラウ選手は4月10日、自らのツイッターとインスタグラムに、同性愛者、姦淫者、無神論者、偶像崇拝者らを列挙して「地獄が待っている！ 悔い改めよ」といった内容の文言が書かれた画像を投稿し、オーストラリア協会はそれを「重大な行動規範違反」と判断したという。

フォラウ選手はオーストラリア代表として73試合に出場し37トライを挙げている。現役最高のフルバック（FB）とされ、フォラウ抜きでワラビーズの優勝はあり得ないと考えられていただけに衝撃度は大きい。

この問題はその後、3人の委員からなる審議会で事情聴取が行われ、5月17日に契約解除は妥当という結論が出ている。フォラウ選手には3日以内に異議申し立てをする道もあったが、彼はそれを避け、今後は裁判での提訴など他の道を探るという。したがって契約をめぐる問題が完全に決着したわけではないが、少なくとも世界No1のFBが、この秋のW杯でワラビーズのジャージを着て活躍する可能性はなくなった。

あくまで日本国内で情報を集めている範囲での印象だが、今回のオーストラリア協会の選択を批判する声は国際的にあまり聞かれない。少しはあるが、支持の意見の方が圧倒的に多いようだ。

オーストラリア協会のレイリーン・キャッスルCEO（最高経営責任者）は5月17日に審議会の結論が発表された後、「ラグビーファンには、私たちが包摂性と情熱、高潔さ、自制心、自尊心、チームワークといったものの価値を大事にしていることを明確なメッセージとして伝えたい」と語っている。

そして「オーストラリア協会が思想信条の自由を支持する立場はこれまでとまったく変わらない」ということをすべての選手に伝えたいと、さらに、「しかし、ゲームにおける包摂性について語るときには、相違も尊重しなければなりません」と付け加えた。

彼女は「ラグビーはすべての人のためのゲームであることを私たちは強調してきました。ジェンダーや人種、出身、宗教、セクシュアリティに関わりなく、誰もが安全に、そして喜んで迎え入れられていると感じられなければならないのです」とも述べている。

キャッスルCEOはオーストラリア協会初の女性CEOでもあるという。ここで、時代は変わったなどと言い出すと、たちまちお叱りを受けそうだが、国際的に注目率の高いスポーツイベントが自国で開催されるということは、こうした変化を自らのこととして受け止める機会を得ることでもある。ラグビーのワールドカップ、そして1年後に迫った東京オリンピック・パラリンピックにもそうした視点は不可欠だろう。

BOOK GUIDE

今月のブックガイド

LGBT 版『家庭の医学』!!

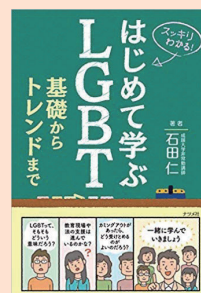
近頃では“LGBT 研修”を人前で講じる当事者も増えて、そうした催しが企業や自治体などで盛んに行われるようになった。ばかりか、講演者の育成をうたった“高額セミナー”まで問題になり (!)、セクシュアリティをテーマにした研修を生業にすることなど考えられなかった時代を思うと、どうにも複雑な気持ちになってくる。

LGBT 入門として語られる内容も、自治体の施策や条例など、社会の側の変化もそこに織り込まれるようになった。本書『はじめて学ぶ LGBT 基礎からトレンドまで』は、時代状況の進展を端的に現した好著で、LGBT 版『家庭の医学』のような一冊だ。

特徴の第一は、データが豊富なこと。各種調査の結果を駆使して、カミングアウトの受け止められ方から同性婚の是非、同性愛者の自殺率…までいろんな角度からテーマを掘り下げている。こうしたデータを使用することができるのは、90 年代以降、研究者や調査機関などによってエビデンスの蓄積がなされてきたからだろう。

また、本書のユニークなところは、それら調査結果を喧伝するばかりでなく、その調査方法についても批判的に検討を加えている点だ。「LGBT は 13 人に 1 人」といった数値が反響を呼んだ、広告代理店などのインターネット調査に対しては疑問を呈していて、一人歩きする数字に違和感を持っていた向きの疑問にも応えている。

そしてこの本の第二の特徴は、具体的な提言が多いところだろう。例えば、高校教師の土肥いつき氏の経験から、子どもたちから SOS を受け取ったら「まずは『言ってくれてありがとう』という一言から始めて欲しい」という言葉を紹介し、「教職員が先回りせず



はじめて学ぶ LGBT 基礎からトレンドまで

石田 仁著

ナツメ社

定価 1600 円+税

に生徒からよく話を聞くこと、さらに、解決策を実現するために具体的に何をするのかを生徒と一緒に考えること」を提案する。

あるいは、LGBT について研究をしてみたいという人には、「調査は動画のネタ投稿と同列ではありません。調査には必ず相手方が存在します。問い合わせやインタビューは、相手の時間をうばっているという基本的認識を持ちましょう」などと手厳しいアドバイスも。こうした具体性は、LGBT 運動や当事者の経験から抽出されたものだ。著者は、得られた知見を丹念に拾い集め、ここに集約している。

項目のなかには、「同性カップルのワークライフバランス」などというページまであって、同性カップル間で「生活費の負担の差が生じると、引け目を感じたり、けんかをしたりするなど緊張が生まれる」といった研究結果を紹介している。高収入なら外食をするなど家事の「外部化」で負担を軽減できるが、所得が低い層ではそうもいかないと、LGBT も階層によって直面する課題が異なってくることを指摘。今日、入門書に求められるのは、そうした差異にまで踏み込んだ、リアルな情報なのだろう。

それにしても、LGBT の抱えている法的、歴史的、社会的、医学的諸問題について整理し、多岐にわたるトピックをわかりやすく説明してくれる本書が、共著の形をとらず、一人の著者によって執筆されているのは、瞠目すべきことである。

留意すべき点があるとしたら、あらゆる教科書がそうであるように、この書もまた極めて政治的なテキストでもあるということ。LGBT をめぐる法案や、性別をめぐる論調などに顕著だが、著者自身の政治性が行間に織り込まれている。しかし、そもそも言説に中立などなく、価値中立とはその偏差に自覚的であることでしかない。そうした前提に立つのなら、これ以上の教科書はないだろう。 (作家 伏見憲明)

全国性教育研究団体連絡協議会

▶▶ 8月8日(木) 13:00～19:00
8月9日(金) 9:30～15:45 ◀◀

第49回 全国性教育研究大会

第29回関東甲信越静地区性教育研究大会

第32回ちば思春期研究会

テーマ

夢をはぐくむ性教育

プログラム

- 1日目**：13:00～13:50 **開会行事** 挨拶・祝辞・開催地報告・次期開催地挨拶
14:00～14:50 **基調講演** 「新学習指導要領を踏まえた性教育の取り組み（仮題）」横嶋剛
(文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課健康教育調査官)
15:00～16:00 **記念講演** 「HPVの最新情報」(仮題) 川名 敬
(日本大学医学部附属板橋病院産婦人科部長)
16:00～16:45 「HPV感染予防教育模擬授業」赤澤宏治(千葉県立千葉工業高校保健体育科教諭)
17:00～19:00 **懇親会** スカイバンケット(21階)(会費5000円。参加自由)
- 2日目**：9:30～12:00 **分科会**
「小学校における性教育の実践」 「中学校における性教育の実践」
「高等学校における性教育の実践」 「特別支援学級・学校における性教育の実践」
「関係機関等の立場からの取り組み」
13:15～15:45 **課題別講座**
「新学習指導要領からの性教育～集団指導と個別指導～」
野津有司(筑波大学教授・筑波大学附属中学校校長)
「学校で配慮と支援が必要なLGBTの子どもたち」
日高庸晴(宝塚大学看護学部教授)
「虐待(性的虐待を含む)現状と対策」
桐岡真佐子(千葉県児童相談所所長補佐)
「SNS(コミュニティサイト)に起因する性暴力被害の現状と対策」
宮崎豊久(横浜市教育委員会学校課題解決支援チーム専門家)
「『第8回青少年の性行動全国調査』からみえてくる若者像」
石川由香里(活水女子大学健康生活学部教授)

会場 TKP ガーデンシティ千葉(千葉市中央区問屋町1-45 カンデオホテルズ千葉内)

定員・締切 定員・締切／300名・令和元年7月19日(金) 締切(定員になり次第締切)

参加費・申込み・問い合わせ先等

参加費／両日参加：一般6000円、学生2000円、1日参加：一般3000円、学生2000円

主催／全国性教育研究団体連絡協議会、関東甲信越静地区性教育研究大会、ちば思春期研究会

協賛／日本性教育協会 後援／内閣府、文部科学省、厚生労働省ほか

申込み先／東日観光株式会社・千葉県教育旅行支店「全国性教育研究大会係」TEL043-305-1581 FAX043-261-4570

<https://www.tonichi.co.jp/kyoiku/>

問合せ先／ちば思春期研究会・大会事務局 赤澤宏治 TEL090-9829-9778 FAX 043-234-1136



7月28日(日) 9:15 ~ 15:40



日本産婦人科医会 第42回 性教育指導セミナー全国大会

“十代の性をまもり育てる”～気づく、よりそう、育てる、向き合う～

【主なプログラム】

9:35～10:35: 基調講演「十代におけるリプロダクティブ・ヘルス&ライツの実践」

加藤治子 (性暴力支援センター・大阪 SACHICO 代表)

10:40～11:40: 教育講演「リプロダクティブ・ライフの考え方と人工妊娠中絶」

木村 正 (大阪大学大学院医学研究科産婦人科学教授)

12:00～13:00: ランチョンセミナー:「ひとごとではない性感染症」

早川 潤 (早川クリニック院長)

13:00～15:30: シンポジウム:「十代の性をまもり育てる”～気づく、よりそう、育てる、向き合う～」ほか

【会 場】大阪国際交流センター

(大阪市天王寺区上本町8丁目2-6)

【問い合わせ・申込み先等】

事務局: 大阪産婦人科医会 大阪市中央区瓦町4-4-3 日宝本町西ビル2階 TEL06-6227-5383 FAX06-6227-5382

受講料/事前登録: 医師 10,000 円 医師以外 2,000 円 当日参加: 医師 12,000 円 医師以外 3,000 円 ※学生無料

2014年3月 WAS 諮問委員会で承認された改訂版「性の権利宣言」を増補

〈増補版〉『セクシュアル・ヘルスの推進 行動のための提言』

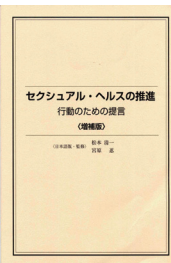
日本語版監修 松本清一・宮原 忍

◆ B5判:72 頁、頒価 800 円

【主な内容】

セクシュアル・ヘルスの特徴/セクシュアル・ヘルス上の留意点と問題/セクシュアル・ヘルス増進のための行動と戦略/WASの「性の権利宣言(初版)/WASの「性の権利宣言」(改訂版)

※送料は別途。詳しくは JASE ウェブサイトで確認してください。

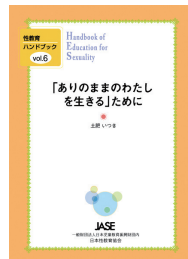


性教育ハンドブック Vol.6

『「ありのままのわたしを生きる」ために』

土肥いつき著

◆ A5 判:86 頁、頒価 500 円



【主な内容】

港にて(自分史の試み…) / 船出のとき(小さなトゲのような思い…) / 帆をあげる(教員生活のはじまり…) / 舵を切る(「身体改造の」開始…) / 嵐の中で / かすかに見えた航路 / 新たな旅へ

【著者プロフィール】

1985 年より京都府立高校教員。セクシュアルマイノリティ教職員ネットワーク副代表、トランスジェンダー生徒交流会世話人、まんまるの会(関西医科大学附属病院ジェンダークリニック受診者の会)世話人代表など。映画『coming out story』に出演。

既刊〈性教育ハンドブック〉

☆性教育ハンドブック Vol.5 『21 世紀の課題 = 今こそ、エイズを考える』池上千寿子著 A5 判・68 頁 500 円

☆性教育ハンドブック Vol.4 『性教育の歴史を尋ねる～戦前編～』茂木輝順著 A5 判・92 頁 500 円

※送料は別途。詳しくは JASE ウェブサイトで確認してください。

◆ JASE ウェブサイト <https://www.jase.faje.or.jp/pub/pub.html> からお申し込みいただけます。

または、Email info_jase@faje.or.jp TEL 03-6801-9307 FAX 03-5800-0478

「若者の性」 白書

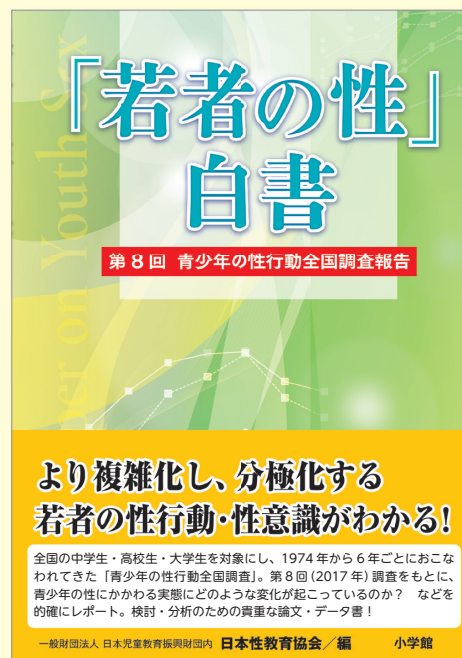
第8回 青少年の性行動全国調査報告

全国の中学生・高校生・大学生を対象にし、1974年から6年ごとにおこなわれてきた「青少年の性行動全国調査」。第8回(2017年)調査をもとに、青少年の性にかかわる実態にどのような変化が起こっているのか? などを的確にレポート。検討・分析のための貴重な論文・データ書!

主な内容

- 序章 第8回「青少年の性行動全国調査」の概要
- 第1章 変化する性行動の発達プロセスと青少年層の分極化
- 第2章 青少年の性規範・性意識からみる分極化現象
- 第3章 家庭環境や親子のかかわりの違いは青少年の性行動に影響を与えるか
- 第4章 知識・態度・行動の観点からみた性教育の現状と今後の課題
- 第5章 青少年の性行動と所属集団の性行動規範
- 第6章 青少年の避妊行動の実態と包括的性教育の可能性
- 第7章 性的被害と親密性からの／への逃避
- 第8章 青少年の性についての悩み
～自由記述欄への回答からみえるもの～
- 付表Ⅰ 「青少年の性に関する調査」調査票
- 付表Ⅱ 基礎集計表(学校種別・男女別)

- ※
コ
ラ
ム
- 1…性情報について
 - 2…性教育をめぐる近年の社会的動向
 - 3…LGBT学生について
 - 4…男性の性的被害
 - 5…「青少年の性行動全国調査」の困難と課題



**8月1日
刊行!**

本体2,200円+税
A5判 256ページ

編／一般財団法人日本児童教育振興財団内 日本性教育協会 発行／小学館

全国の書店にて、ご予約・ご購入ができます!